

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 26 日

各 都 道 府 県 保 育 主 管 課
各 都 道 府 県 児 童 福 祉 主 管 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 認 定 こ ど も 園 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 幼 稚 園 主 管 課
各 都 道 府 県 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 主 管 課
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 保 育 主 管 課
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 児 童 福 祉 主 管 課
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 主 管 課
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 主 管 課

御中

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
（ 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 担 当 ）
（ 認 定 こ ど も 園 担 当 ）
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 総 務 課 少 子 化 総 合 対 策 室
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課

「令和元年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

日頃より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 29 年 11 月 10 日府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号。以下「事故報告通知」という。）等に基づき、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の期間内に内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった事故報告の件数について、別添のとおり取りまとめ公表しましたので、情報提供いたします。

公表内容については、内閣府ホームページに掲載しております。

掲載 URL <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

つきましては、上記のことについて御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び施設・事業者に対する周知をお願いいたします。

また、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）により、事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう作成したガイドラインをお示しし、各施設、事業者や地方自治体において事故防止や事故発生時の対応に取り組んでいただいているものと承知しています。

今回の事故報告集計の公表を機に、改めて事故報告の徹底及びガイドラインの周知を図るとともに、引き続き保育事故発生予防のための取組みを推進いただきますようお願いいたします。

【照 会 先】

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
TEL : 03-6257-1467 (直通)
FAX : 03-3581-2521

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課
TEL : 03-6734-3136 (直通)
FAX : 03-6734-3736

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 総 務 課
少子化総合対策室
TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)
FAX : 03-3595-2313

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課
TEL : 03-5253-1111 (内線 4859、4966)
FAX : 03-3595-2749

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課
母子家庭等自立支援室
TEL : 03-5253-1111 (内線 4887)
FAX : 03-3595-2663



令和 2 年 6 月 26 日
内閣府子ども・子育て本部

「令和元年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について

教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の期間内に報告のあった事故について、取りまとめましたので公表します。

事故報告集計(概要) ※詳細は別添資料参照

- 報告件数は 1,744 件(対前年+103)あった。
- 負傷等の報告は 1,738 件(対前年+106)あり、そのうち 1,401 件[81%](対前年+71)が骨折によるものであった。
- 死亡の報告は 6 件(対前年▲3)あった。
- 事故の発生場所は施設内が 1,564 件[90%] (対前年+103)であり、そのうち 837 件[54%] (対前年+32)は施設内の室外で起きていた。

(参考1)事故防止対策について

- 国においては、子ども・子育て支援新制度の施行に先立ち、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設置し、平成 27 年 4 月、検討会中間取りまとめ(平成 26 年 11 月)を受けて、事故報告制度の見直しを行った(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等、新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付け)。
- 【改正内容】
 - ① 報告の対象となる施設・事業の拡大
 - ② 重大事故の範囲の明確化
 - ③ 報告様式、報告方法の改正と明示
- 平成 27 年 6 月より、教育・保育施設等で発生した事故情報について「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において、内閣府ホームページで公表している。
- 平成 28 年 3 月、検討会最終報告(平成 27 年 12 月)を受けて、自治体宛てに以下の通知をした。
 - ・重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故発生時の対応方法の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」
 - ・重大事故の再発防止のため、死亡事故等の重大事故について事後的な検証を実施するよう「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
- また、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に午睡中の死亡事故が多いことから、平成 28 年 10 月に、ガイドラインの周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等を地方自治体宛てに通知した。あわせて、自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の周知徹底を

行っている。

- 平成 29 年 6 月には、プール活動・水遊びが始まるのにあわせ、プール活動等を行う場合の適切な監視・指導体制の確保について、

- ・ 監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントの事前教育を行うこと
- ・ 保育士等に対して心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること
- ・ 119 番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくこと

などの注意喚起を記載した通知を発出し、児童の安全を最優先するという認識を日頃から共有するなど、保育所等における安全への周知徹底を行っており、毎年同時期に通知を発出している。

- 平成 29 年 9 月には、一部の自治体において死亡事故等の重大事故の検証が進んでいない状況が見受けられたことから、あらためて検証の実施について周知徹底を行っている。

- 平成 29 年 11 月に児童福祉法施行規則を改正し、これまで認可外保育施設等について通知により国に報告を求めていたところ、認可外保育施設のほか、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業について、事故の発生及び再発防止が努力義務とされ、また事故が発生した場合における自治体への報告が義務とされた。

- 平成 30 年 4 月には、消費者安全調査委員会より、平成 23 年に発生したプール事故に関する意見のフォローアップ実態調査結果を踏まえた意見が出されたことを踏まえ、「幼稚園等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」を内閣府、文部科学省、厚生労働省各担当から発出した。

- 令和元年 6 月には、総理指示を基に決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省連名で「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」を自治体宛てに発出し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施するなど、関係省庁が連携して交通安全対策を推進している。

- 令和 2 年 2 月には、保育施設において誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」を内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省連名で、自治体宛てに発出した。

(参考 2) 国における有識者会議の設置

- 国においては、自治体より、検証結果の報告を受け、再発防止策を検討することとしており平成 28 年 4 月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置した。(詳細は 10 ページを参照。)

- 平成 29 年 12 月には、有識者会議での議論を踏まえ、睡眠中の事故防止等、速やかに注意喚起すべき事項について取りまとめ、自治体あてに通知した。

- 平成 30 年 7 月には、事故情報データベースの分析を踏まえ、有識者会議として年次報告を取りまとめ、自治体あてに通知した。令和元年度以降、毎年同時期に年次報告を取りまとめている。

【問合せ】

内閣府子ども・子育て本部

参事官補佐 渥美 友徳
係 長 戸田 絵美
TEL : 03-6257-1467

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

専門官 石川 雅史
堀川 拓郎
専門職 山村 亮
TEL : 03-6734-3136

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

専門官 山本 大作
係 長 久保 拓也
TEL : 03-5253-1111 (4838)

1. 事故報告の集計

教育・保育施設等（*）において発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の期間内に事故報告（第1報）のあったものを集計した。

* 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。

- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・ 幼稚園
 - ・ 認可保育所
- ・ 小規模保育事業
 - ・ 家庭的保育事業
- ・ 居宅訪問型保育事業
 - ・ 事業所内保育事業（認可）
- ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 認可外保育施設
 - （企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
- ・ 認可外の居宅訪問型保育事業

	負傷等					死亡	事故報告 件数
		（意識不明）	（骨折）	（火傷）	（その他）		
認定こども 園・幼稚園・ 保育所等	1,293	（10）	（1,011）	（7）	（265）	6	1,299
	（+81）	（▲1）	（+37）	（+3）	（+42）	（▲3）	（+78）
放課後児童 クラブ	445	（1）	（390）	（0）	（54）	0	445
	（+25）	（▲1）	（+34）	（▲2）	（▲6）	（0）	（+25）
合計	1,738	（11）	（1,401）	（7）	（319）	6	1,744
	（+106）	（▲2）	（+71）	（+1）	（+36）	（▲3）	（+103）
割合	99.7%	（負傷等の 0.6%）	（負傷等の 80.6%）	（負傷等の 0.4%）	（負傷等の 18.4%）	0.3%	100%
	（+0.2）	（▲0.2）	（▲0.9）	（0）	（+1.1）	（▲0.2）	－

※下段は前年比

※認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等					死亡	計	(参考) 施設・事業者数(時点)
		意識不明	骨折	火傷	その他			
幼保連携型認定こども園	280	0	236	1	43	0	280	5,137 か所(H31.4.1)
幼稚園型認定こども園	27	0	18	0	9	0	27	1,104 か所(H31.4.1)
保育所型認定こども園	25	1	17	1	6	0	25	897 か所(H31.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1	70 か所(H31.4.1)
幼稚園	35	0	29	0	6	0	35	4,601 か所(H31.4.1)
認可保育所	879	6	676	3	194	2	881	23,573 か所(H31.4.1)
小規模保育事業	13	1	7	0	5	0	13	4,915 か所(H31.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	919 か所(H31.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	25 か所(H31.4.1)
事業所内保育事業(認可)	1	0	1	0	0	0	1	598 か所(H31.4.1)
一時預かり事業	2	0	0	1	1	1	3	9,967 か所 (H30 実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	3,130 か所 (H30 実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センタ ー事業)	1	0	1	0	0	0	1	890 か所(市区町村) (H30 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト ステイ)	0	－	－	－	－	0	0	ショートステイ 849 か所 トワイライトステイ 415 か所 (H30 変更交付決定ベ ース)
放課後児童クラブ	445	1	390	0	54	0	445	25,881 か所 (R1.5.1)
企業主導型保育施設	8	2	6	0	0	0	8	企業主導型保育施設 3,817 か所(H31.3.31)
地方単独保育施設	3	0	3	0	0	0	3	認可外保育施設 (ベビーホテル・その他) 5,903 か所
その他の 認可外保育施設	18	0	16	1	1	3	21	事業所内保育施設 1,786 か所 (H30.3.31)
認可外の居宅訪問型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	1,977 か所(H30.3.31)
計	1,738	11	1,401	7	319	6	1,744	

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 「死亡」には、第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時（令和元年12月末までの間）に死亡として報告のあったものも含む。

※ 「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの。（その後、意識不明の状態が回復したものを含み、令和元年12月末までの間に死亡したものは除く。）

※ 「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

※ 「その他」には、指の切断、唇、歯の裂傷等が含まれる。

参考：利用児童者数 認可保育所 2,059,132人(平成31年4月1日現在)

認可外保育施設 220,853人、うち事業所内保育施設 77,296人(平成30年3月31日現在)

(データ出典) 施設・事業者数

○幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

・・・認定こども園の数について（内閣府子ども・子育て本部調べ（平成 31 年 4 月 1 日現在））

○幼稚園

・・・文部科学省調べ（平成 31 年 4 月 1 日現在）

○認可保育所

・・・保育所等関連状況取りまとめ（厚生労働省子ども家庭局調べ（平成 31 年 4 月 1 日現在））

○小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（認可）

・・・地域型保育事業の件数について（厚生労働省子ども家庭局調べ（平成 31 年 4 月 1 日現在））

○一時預かり事業、病児保育事業

・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（平成 30 年度実施箇所数）

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（平成 30 年度実施箇所数）

○子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

・・・子育て短期支援事業の実施箇所数について（厚生労働省子ども家庭局調べ（平成 30 年度実施箇所数））

○放課後児童クラブ

・・・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（厚生労働省子ども家庭局調べ（令和元年 5 月 1 日現在））

○企業主導型保育施設

・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（令和元年 12 月 31 日現在）

○認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）

・・・認可外保育施設の現況取りまとめ（厚生労働省子ども家庭局調べ（平成 30 年 3 月 31 日現在））

② 年齢別(死亡・負傷等)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	放課後 児童 クラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	6	14	48	70	94	47	—	280
幼稚園型認定こども園	0	0	0	7	11	8	1	—	27
保育所型認定こども園	0	0	2	4	5	13	1	—	25
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	1	0	0	—	1
幼稚園	0	0	0	2	9	21	3	—	35
認可保育所	3 (0)	34 (0)	78 (2)	138 (0)	198 (0)	306 (0)	124 (0)	—	881 (2)
小規模保育事業	1	3	8	1	0	0	0	—	13
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	1	0	0	—	1
一時預かり事業	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	3 (1)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	1	0	0	—	1
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	445	445
企業主導型保育施設	0	3	3	2	0	0	0	—	8
地方単独保育施設	0	0	0	2	0	1	0	—	3
その他の認可外保育施設	1 (1)	6 (2)	5 (0)	1 (0)	3 (0)	4 (0)	1 (0)	—	21 (3)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
計	6 (1)	55 (3)	110 (2)	205 (0)	299 (0)	447 (0)	177 (0)	445 (0)	1,744 (6)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	128	140	12	0	280
幼稚園型認定こども園	9	18	0	0	27
保育所型認定こども園	12	10	3	0	25
地方裁量型認定こども園	0	1	0	0	1
幼稚園	15	19	1	0	35
認可保育所	387 (0)	383 (0)	110 (2)	1 (0)	881 (2)
小規模保育事業	11	0	2	0	13
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	0	1	0	0	1
一時預かり事業	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (1)
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	0	0	1
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	147	254	44	0	445
企業主導型保育施設	4	2	2	0	8
地方単独保育施設	1	0	2	0	3
その他の認可外保育施設	11 (3)	8 (0)	2 (0)	0 (0)	21 (3)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	727 (4)	837 (0)	179 (2)	1 (0)	1,744 (6)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

④ 死亡事故における主な死因

* 令和元年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	一時預かり事業	その他の認可外保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0
窒息	0	0	1	1
病死	0	1	1	2
溺死	0	0	0	0
その他	2	0	1	3
合計	2	1	3	6

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

* 令和元年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	一時預かり事業	その他の認可外保育施設	合計
睡眠中	0	1	3	4
プール活動・水遊び	0	0	0	0
食事中	0	0	0	0
その他	2	0	0	2
合計	2	1	3	6

(参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

※集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成 16 年から 20 年 ： 4 月から 3 月まで
- ・平成 21 年 ： 4 月から 12 月まで（平成 21 年 1 ～ 3 月発生分は平成 20 年分として集計）
- ・平成 22 年から 26 年 ： 1 月から 12 月まで
- ・平成 27 年 ： 認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）は 1 月から 12 月まで
 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業は 4 月から 12 月まで
 ※認定こども園としては、平成 27 年度から調査を実施
- ・平成 28 年から ： 1 月から 12 月まで

○ 死亡事故の報告件数

	幼保連携型 認定こども園	認可保育 所	小規模 保育事業	一時預か り事業	家庭的 保育事業	病児保 育事業	認可外 保育施設	合計
H16	－	7 件	－	－	－	－	7 件	14 件
H17	－	3 件	－	－	－	－	11 件	14 件
H18	－	5 件	－	－	－	－	8 件	13 件
H19	－	3 件	－	－	－	－	12 件	15 件
H20	－	4 件	－	－	－	－	7 件	11 件
H21	－	6 件	－	－	－	－	6 件	12 件
H22	－	5 件	－	－	－	－	8 件	13 件
H23	－	2 件	－	－	－	－	12 件	14 件
H24	－	6 件	－	－	－	－	12 件	18 件
H25	－	4 件	－	－	－	－	15 件	19 件
H26	－	5 件	－	－	－	－	12 件	17 件
H27	1 件	2 件	1 件	0 件	0 件	0 件	10 件	14 件
H28	0 件	5 件	0 件	0 件	1 件	0 件	7 件	13 件
H29	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件	4 件	8 件
H30	0 件	2 件	0 件	0 件	1 件	0 件	6 件	9 件
R1	0 件	2 件	0 件	1 件	0 件	0 件	3 件	6 件
合計	2 件	63 件	1 件	1 件	2 件	1 件	140 件	210 件

※ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

※ 平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は1件（認可外保育施設の死亡事故10件の内数）。平成28～令和元年は0件。

※ 令和元年度以降、第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時（令和元年12月末までの間）に死亡として報告のあったものも件数に含む。

2. 教育・保育施設等における事故防止の取組み

ガイドラインによる事故防止の取組み

死亡や重篤な事故の防止のため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月）において、施設・事業者には、以下の周知を行っている。

ガイドライン掲載 URL <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（抜粋）
○重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

（1）睡眠中

乳児の窒息リスクを除去するため、以下の点を含むリスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

【注意事項】

窒息リスクを除去する方法として、

- * 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、1 人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- * 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする 等

（参考）

睡眠中の死亡事故のうち、「うつぶせ寝」の数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
平成 24 年	2名	3名	5名
平成 25 年	2名	7名	9名
平成 26 年	0名	4名	4名
平成 27 年	0名	6名	6名
平成 28 年	2名	2名	4名
平成 29 年	0名	1名	1名
平成 30 年	0名	2名	2名
令和元年	0名	2名	2名

※ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

※ 平成 27～令和元年の地方単独保育施設における「うつぶせ寝」は 0 名。

(2) プール活動・水遊び

【注意事項】

- * プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- * 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

※注意すべきポイント

- ・監視者は監視に専念する、監視エリア全域をくまなく監視する
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う 等

(3) 食事中

【注意事項】

- * 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- * 子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- * 食事の介助をする際、注意すべきポイントとして、
 - ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える
 - ・子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）
 - ・食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - ・汁物などの水分を適切に与える
 - ・食事の提供中に驚かせない
 - ・食事中に眠くなっていないか注意する
 - ・正しく座っているか注意する
- * 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者に応じた方法で、子供（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

ガイドラインの周知徹底（周知啓発資料等による事故防止の取組の推進）

平成 27 年の「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故においても、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に 0～1 歳児の午睡中の死亡事故が多いことから、平成 28 年 10 月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等により、事故防止の取組を推進している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

自治体による検証の実施と有識者会議による再発防止策の検討

国は、平成 27 年 4 月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備し、平成 28 年 4 月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は事実の把握や発生原因の分析等により検証を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

国においては「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し（平成 28 年 4 月）、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行っている。第 1 回有識者会議を 4 月に開催し、有識者会議が継続して取り組んでいく内容について議論を行い、同年の 10 月には第 2 回の会議を開催し、事故情報データベースの改善や検証報告のあった自治体からヒアリングを行い、重大事故防止策の議論を行った。

その後、平成 29 年 12 月には事故防止及び検証の実施に当たって速やかに注意喚起すべき事項を取りまとめた。

平成 30 年 7 月には地方自治体の検証報告等を踏まえて再発防止策を検討し、事故情報データベースの分析を踏まえ、年次報告を取りまとめた。

有識者会議は、令和 2 年 1 月まで、計 12 回の会議を開催している。